



2025 年 11 月 13 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ア ト ラ エ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 新 居 佳 英
(コード番号：6194 東証プライム市場)
問 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 鈴 木 秀 和
TEL. 03-6435-3210

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 13 日付の取締役会決議において、2025 年 12 月 19 日開催予定の第 22 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定時株主総会の開催時期を適切に設定することにより、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、定時株主総会の招集の時期及びその議決権の基準日にかかる現行定款第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の一部を変更するとともに、あわせて現行定款第 43 条第 1 項及び第 2 項の期末配当及び中間配当の基準日につきましても、それぞれ所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 第 5 条～第 9 条 (条文省略) (基準日) 第 10 条 当社は、毎年 <u>9 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、 <u>その事業年度に関する</u> 定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)	第 2 章 株式 第 5 条～第 9 条 (現行どおり) (基準日) 第 10 条 当社は、毎年 <u>10 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u> 2 (条文省略) 第12条～第40条 (条文省略) 第7章 計算 第41条～第42条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 2 当会社の中間配当の基準日は毎年<u>3月31日</u>とする。 3 (条文省略) 第44条 (条文省略)	第3章 株主総会 (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は<u>第10条第1項に定める基準日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u> 2 (現行どおり) 第12条～第40条 (現行どおり) 第7章 計算 第41条～第42条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。 2 当会社の中間配当の基準日は毎年<u>4月30日</u>とする。 3 (現行どおり) 第44条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

2025年12月19日
2025年12月19日

以上